

# 東京都北区コミュニティビジネス チャレンジショップ支援事業 【令和7年度募集要項】

## 【空き店舗をお探しの方へ】

区内の空き店舗をお探しの方は下記の団体に直接お問合せください。

（必ずご希望の条件の空き店舗があるとは限りませんので予めご了承ください。）

公益社団法人全日本不動産協会東京都本部城北支部：03-3827-4171

公益社団法人東京都宅地建物取引業協会第九ブロック北区住宅店舗担当：03-6845-8240

《本事業のお問い合わせ先》

担当：東京都北区地域振興部産業振興課経営支援係

住所：東京都北区王子1-11-1北とぴあ11階

電話：03-5390-1237

## 1 事業内容

区内の空き店舗、空き家又は空き室（以下「空き店舗等」という。）を活用して、地域の課題をビジネスの手法及び視点を活用して解決する事業（以下「コミュニティビジネス」という。）を行う起業家に対して、「改修費等補助」、「賃借料補助」、「ハンズオン支援」を行います。

## 2 定義

この募集要項において「起業家」とは、次のいずれかに該当する方をいいます。

- （１）事業を営んでいない個人であって、新たに開始する事業の具体的な計画を有する方
- （２）新たに事業を開始した個人であって、当該事業を開始した日以後５年を経過していない方
- （３）事業を営んでいない個人であって、新たに法人を設立して開始する事業の具体的な計画を有する方
- （４）事業を営んでいない個人によって新たに設立された法人であって、その設立の日以後５年を経過していない方

## 3 申請要件

区内の空き店舗等を活用してコミュニティビジネスを行う起業家であって、次に掲げる全てに当てはまる方が申請できます。

- （１）補助期間終了後も事業を継続する計画を有すること。
- （２）前期分の確定申告を終了している法人の場合は前期分の法人住民税の滞納がないこと、個人又は当該法人以外の法人の代表者の場合は前年度の特別区民税・都民税又は市町村民税の滞納がなく、必要な申告義務を怠っていないこと。
- （３）許可又は認可が必要な事業を開始しようとするときは、補助金の申請の際にその許可若しくは認可を受け、又は許可若しくは認可を受ける見込みであること。
- （４）空き店舗等の所有者又は管理者が親族（三親等以内）でないこと。
- （５）ネットショップなど実店舗を持たずに事業を営んでいる者が新たに実店舗を持つ場合を除き、既に事業を開始している事業所の移転又は既存事業の展開に用いるものでないこと。
- （６）令和６年１２月１日から令和８年３月３１日の間に店舗等を開店する者であること。
- （７）過去に、本事業の支援を受けたことがない者であること。
- （８）過去に、本補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）を受け、その全部又は一部を取り消された者でないこと。
- （９）東京都北区商店街空き店舗活用支援事業補助金交付要綱（令和４年３月２２日区長決裁３北地産第３０２２号）による補助金の交付を受けた者でないこと。
- （１０）既に事業を営んでいる法人の代表者である場合は、当該法人の事業と同一の事業を営むものでないこと。
- （１１）既に事業を営んでいる個人が代表者である法人である場合は、当該既存事業と同一の事業を営むものでないこと。
- （１２）既に事業を営んでいる者である場合は、事業を５年以上継続している者でないこと。

(13) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はその利益となる活動を行う者若しくは団体ではないこと。

(14) 次に示す対象外事業でないこと

- ・社名又は代表者変更による事業
- ・親に代わって、子その他当該親の親族が経営者となる事業
- ・仮設テント又は仮設店舗で行う事業
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用がある業種
- ・ナショナルチェーンに属する者が行う事業又はフランチャイズチェーンの加盟店として行う事業
- ・インターネット販売のみを行うもの
- ・既存店舗の営業時間外に間借りして行う事業
- ・その他区長が適切でないとは判断した事業

## 4 対象となる開店期間

令和6年12月1日～令和8年3月31日開店（または開店予定）

## 5 補助対象経費の補助対象期間及び補助金額

|        | 店舗改修費等                                                                                                                                                                                                 | 店舗賃借料                                                                                                                                                             |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助対象経費 | 東京都北区コミュニティビジネスチャレンジショップ支援事業費補助金交付要綱（28北地産第3229号）第4条に規定する補助金の交付の対象となる事業を実施するために要する拠点の内外装工事等の費用であって、次に掲げるもの<br>①店舗改修費（設計費、施工費、人件費、施工材料、部材・部品等の調達費、運用費等）<br>②汎用性・換金性が低く交付決定を受けた事業に直接必要な備品購入費（単価税抜10万円以上） | 東京都北区コミュニティビジネスチャレンジショップ支援事業費補助金交付要綱（28北地産第3229号）第4条に規定する補助金の交付の対象となる事業を実施するために要する拠点の賃借料<br>※共益費、管理費、更新料、敷金、礼金、その他賃借料以外の経費は除外<br>※自己または三親等以内の親族が所有する物件に対する賃借料は対象外 |
| 補助対象期間 | 申請初年度の4月1日から3月31日、までに支払、設置等が完了したもの。                                                                                                                                                                    | 店舗を開店する日が属する月の翌月から起算して24月間を限度とする。ただし、申請時点で既に店舗を開店している場合においては、申請書提出日が属する月の翌月から起算して2年間を限度とする。                                                                       |

|          |                                                            |                                                           |
|----------|------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 補助率・補助金額 | 補助対象経費の2/3以内の金額（税抜。千円未満の端数は切り捨て）。ただし、次項の補助限度額は超えることはできない。） | 補助対象経費の2/3以内の金額（税抜。千円未満の端数は切り捨て）。ただし、次項の補助限度額は超えることはできない。 |
| 補助限度額    | 200万円                                                      | ①補助開始月から12月目まで<br>月額上限7万円<br>②13月目から24月目まで<br>月額上限5万円     |

※補助金は、年に2回まとめて事後払いします。

（4月～9月分は10月、10月～3月分は4月を目途にお支払いします。）

## 6 ハンズオン支援

補助期間内は、区の職員が半年ごとに事業の進捗状況についてのヒアリングを行います。事業に関する相談などがある場合は、アドバイザーをご紹介します。

## 7 申請方法

（1）下記「9 申請書類」に記載されている書類を作成し、事前相談を受ける。

事前相談先：創業支援施設ネスト赤羽（赤羽1-59-9）

※相談は事前予約制です。予約電話番号 03（3598）0571

（2）事前相談後、申請書類を申請フォームにアップロードする。

### 申請書類ダウンロード・申請フォームへのリンク掲載ページ

URL:<https://www.city.kita.tokyo.jp/sangyoshinko/sougyoushien/29cbcharange.html>

【北区 コミュニティビジネスチャレンジショップ】で検索

または右のコードからアクセスしてください。



## 8 申請期限

事前相談（ネスト赤羽）：令和7年5月30日まで

申請書提出：令和7年6月13日まで

## 9 申請書類

- (1) 東京都北区コミュニティビジネスチャレンジショップ支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（第1号様式別紙1）
- (3) 収支予算書（第1号様式別紙2）
- (4) 事業収支計画表（第1号様式別紙2-2）
- (5) 資金繰り計画表（第1号様式別紙2-3）
- (6) 個人事業の開廃業等届出書または法人設立届出書の写し ※開業前の場合は開業後に追って提出  
（税務署や法務局で受け付けた印があるもの。または受信通知などもご提出ください）
- (7) 納税証明書
  - 【創業前、個人事業主、法人税確定申告を一度も終えていない法人の場合】
  - 前年度（令和7年度の申請であれば令和6年度分）の特別区民税・都民税または市町村民税納税証明書または非課税証明書（法人の場合は代表者のもの）
  - 【法人税確定申告を終えている法人の場合】
  - 直近の法人都民税の納税証明書
- (8) 店舗等の図面
- (9) 賃貸借契約書の写し
  - （賃貸借契約が済んでいない場合は、申請時点では賃借料が記載されたチラシなどを提出し、契約が済み次第契約書の写しをご提出ください）
- (10) 事業に必要な許認可証・資格証の写し
  - （許認可・資格取得見込の場合は証明書が得られ次第追ってご提出ください）

※（1）～（5）については北区ホームページから様式をダウンロードしてください。（上記参照）

## 10 審査会

審査会では、下記の審査基準を基に申請書類審査と面接審査を行います。

面接審査では、申請者による5分間のプレゼンテーションの後、15分間の質疑応答を行います。プレゼンテーションでは、創業の動機や解決したい地域課題など事業の目的についてなるべく具体的にお話ください。

商店街の空き店舗における開業の場合及び過去3カ年度以内に区が実施したコミュニティビジネス支援事業に参加したことがある場合は審査上の加点があります。

### 【審査基準】

#### 書類審査

地域性、実現性、事業性、経営計画

#### 面接審査

課題解決に向けた熱意、事業の必要性、革新性、協調性、事業推進能力

さらに以下の場合は審査上の加点があります。

- ① 商店街の空き店舗での開業である。
- ② 過去3年以内に区が実施する下記事業に参加したことがある。
  - ・コミュニティビジネスシンポジウム
  - ・コミュニティビジネスセミナー
  - ・コミュニティビジネス交流会
  - ・コミュニティビジネス創業支援ネットワークで実施している個別相談またはセミナー

## 11 補助金の交付決定

審査会の後日、採択の可否を書面にて通知いたします。

## 12 採択後のお手続き

### 事業実績報告

補助対象期間内は、年に2回（4月～9月分、10月～3月分）実績をご報告いただきます。実績報告に必要な書類は補助対象者にあらためてご連絡いたします。ご提出いただいた実績報告書類を確認し、補助事業の成果が交付決定内容及び条件に適合するものであると認めたときは補助金交付確定となり、その旨を書面にて通知いたします。

## **補助金請求及び支払い**

交付確定となった補助金に対し、請求書類をご提出ください。請求書類を確認し、問題がなければ指定口座へ振込みを行います。請求書類は補助対象者にあらためてご連絡いたします。

## **事業進捗報告会**

交付決定者には、補助対象期間の開始日から1年経過した後、事業の進捗状況を確認するための報告会を開催しますのでご出席ください。

### **1 3 補助金交付決定の取り消し・補助金の返還**

以下のいずれかに該当した場合は、補助金交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。補助金交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは補助金を返還していただくことになりますので、十分ご注意ください。

- (1) 開店対象期間までに店舗を開店できない又は事業が実施できないと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法令若しくは補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

### **1 4 関係書類の保存**

補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした関係書類については、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後、5年間保存してください。